第四十一条の二第一項中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第五十一条の三第一項中「この条」を「この項、次項」に、「（同項」を「（法第十一条第三項」に改め、同項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「及び次項」を「並びに次項第一号及び第四号」に改め、同項第三号中「受益証券」の下に「（第二号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「次項」を「次項第三号」に改め、「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　社債（法第二条第一項第九号（定義）に規定する社債であつて、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号（登録の申請）に規定する権利に該当するものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）、金融商品取引業者等（同法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）に特定管理方法（当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の金融庁長官が定める要件を満たす方法をいう。）による保管の委託をする方法

第五十一条の三第二項中「前項第一号若しくは第三号の金融機関の営業所等又は同項第二号の投資信託委託会社の営業所」を「次の各号に掲げる営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。第二号において同じ。）」に、「金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受けた公社債等又は振替の取次ぎをした」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号の金融機関の営業所等　同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をした公社債等

二　前項第二号の金融商品取引業者等の営業所等　同号の保管の委託を受けた社債

三　前項第三号の投資信託委託会社の営業所　同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をした公社債等

四　前項第四号の金融機関の営業所等　同号の金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は同号の保管の委託を受けた公社債等

第五十一条の三第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「前項」を「同項」に改め、「その他公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、振替の取次ぎ又は保管の委託に係る手続」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　金融庁長官は、第一項第二号の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第五十一条の四第二項中「振替の取次ぎ又は保管」を「保管又は振替の取次ぎ」に改める。

第八十九条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第二十五号（業務の範囲）に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

第八十九条第四号の次に次の一号を加える。

五　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。第七号において同じ。）

第百二十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第一項に規定する場合において、同項に規定する支出する金額が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出するものであるときは、第一項中「種類及び耐用年数」とあるのは、「種類」とする。

第百二十八条第二項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

第二百十七条の二を削る。

第二百二十五条の十六第二項第一号ハ及び第二百九十一条の二第二項第一号ハ中「ソまで」を「ツまで」に、「同号ワ」を「同号カ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十一条の二第一項の改正規定　令和六年十二月二日

二　第二百十七条の二を削る改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条、第九条及び第十条の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律　　号）の施行の日

（公社債等に係る有価証券の記録等に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第五十一条の三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、所得税法第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託がこの政令の施行の日以後に支払を受けるべき同号に規定する社債の利子について適用する。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第三条　新令第八十九条第五号及び第七号の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。

（特定公益信託の要件等に関する経過措置）

第四条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定に基づくこの政令による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二百十七条の二第三項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（当該特定公益信託が第二号に掲げるものをその目的とする公益信託である場合を除き、当該特定公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。次項において同じ。）」と、同条第四項中「証明がされた公益信託の第一項各号」とあるのは「公益信託の所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）による改正前の所得税法施行令第二百十七条の二第一項各号（特定公益信託の要件等）」とする。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項、第三項及び第五項中「及び第百二十七条第四項」を「及び第百二十七条第五項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の項を削る。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二百十七条の二第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の項の規定は、なおその効力を有する。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「同条第八号ヨ」を「同条第八号タ」に改める。